

社会医学系専門医制度 説明資料

2019/10/22 高知
第78回日本公衆衛生学会総会
「社会医学系専攻医・専門医・指導医のつどい」
指導医講習会

 一般社団法人 社会医学系専門医協会

一般社団法人 社会医学系専門医協会 (Japan Board of Public Health and Social Medicine)

・設立

平成28年12月5日

・構成（社員）

日本衛生学会、日本産業衛生学会、日本公衆衛生学会、日本疫学会、
日本医療・病院管理学会、日本医療情報学会、日本災害医学会、
日本職業・災害医学会

全国保健所長会、全国衛生部長会、地方衛生研究所全国協議会、
全国機関衛生学公衆衛生学教育協議会、日本医師会、日本医学連合会

（14学会・団体：8学会・6団体＝順不同）

オブザーバー：厚生労働省

・事務局

東京都新宿区（日本公衆衛生協会内）⇒文京区（学会支援機構内）

 一般社団法人 社会医学系専門医協会³

社会医学系専門医制度の経緯

2015年	6月	社会医学領域に関連する学会・団体が共同提言 「社会医学領域の専門医制度確立について」を公表
	9月	社会医学系専門医協議会発足
2016年	3月	専門研修プログラム整備基準策定
	10月	研修プログラムの認定開始
	12月	一般社団法人 社会医学系専門医協会 発足
2017年	1月	経過措置専門医・指導医の認定開始
	4月	社会医学系専門医制度開始 専攻医の登録開始222

 一般社団法人 社会医学系専門医協会

追加情報

社会医学系専門医協会事務局の移転
(令和元年7月1日)について

・運営事務局名：一般社団法人 学会支援機構

・住所：〒112-0012
東京都文京区大塚5-3-13
ユニゾ小石川アーバンビル4階

・連絡先：

E-Mail: senmonshakaii-office@umin.ac.jp
(E-Mailに変更はありません)

一般社団法人 社会医学系専門医協会 (Japan Board of Public Health and Social Medicine)

- ・ 目的
 - 人々の健康に寄与するために、公衆衛生及び医療の重要な基盤となる社会医学系専門医制度を運営し発展させること
- ・ 事業
 - (1) 社会医学系の専門医、指導医の育成と生涯学習に関する事業
 - (2) 社会医学系の専門医、指導医の認定に関する事業
 - (3) 専門研修プログラムと研修施設の認定に関する事業
 - (4) 社会医学系専門医制度の評価と発展に関する事業
 - (5) 国内外の関連団体との連携及び協力
 - (6) 社会医学系領域の成果の普及及び啓発活動
 - (7) その他、目的を達成するために必要な事業
- ・ 組織
 - 社員総会
 - 理事会

<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長 ・ 副理事長 ・ 総務担当理事 ・ 財務担当理事 ・ 広報担当理事 	<ul style="list-style-type: none"> 宇田 英典 今中 雄一 今中 雄一 大久保 靖司 大槻 剛巳 	<ul style="list-style-type: none"> 全国保健所長会 日本医療・病院管理学会 // 日本産業衛生学会 日本衛生学会
---	--	--
 - 委員会

<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画調整委員会 ・ 研修プログラム認定委員会 ・ 専門医・指導医認定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 今中 雄一 森 晃爾 溝古 愛弓 	<ul style="list-style-type: none"> 日本医療・病院管理学会 日本産業衛生学会 全国保健所長会
---	--	--

専門医制度の理念

- 本専門医制度は、個人へのアプローチにとどまらず、多様な集団、環境、社会システムにアプローチし、人々の健康の保持・増進、傷病の予防、リスク管理や社会制度運用に関してリーダーシップを発揮することにより社会に貢献する専門医を養成する。もって、多世代・生涯にわたる健康面での安全、安心の確保と向上に寄与することを理念としている。

専門医の使命

- 本領域の専門医は、医師としての使命感、倫理性、人権尊重の意識、公共への責任感を持ち、医学を基盤として保健・医療・福祉サービス、環境リスク管理および社会システムに関する広範囲の専門的知識・技術・能力を駆使し、人々の命と健康を守ることを使命とする。

本領域の専門医のコア・コンピテンシーと有すべき専門知識

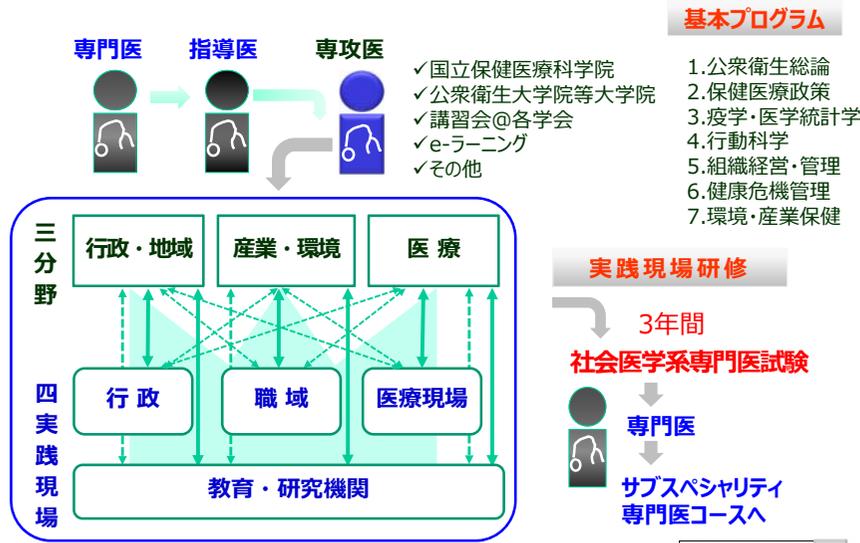
コア・コンピテンシー

1. 基礎的な臨床能力
2. 分析評価能力
3. 事業・組織管理能力
4. コミュニケーション能力
5. パートナーシップの構築能力
6. 教育・指導能力
7. 研究推進と成果の還元能力
8. 倫理的行動能力

有すべき専門知識

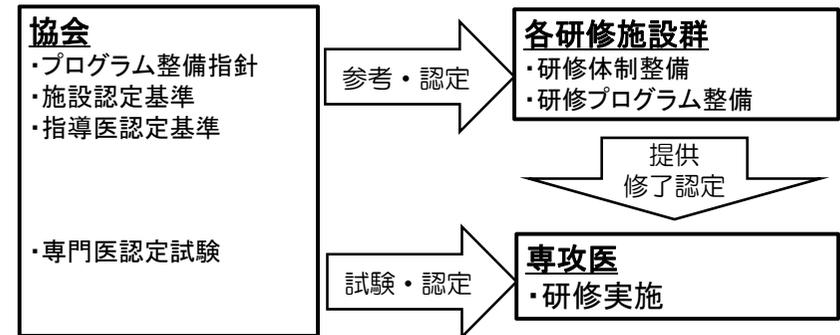
1. 公衆衛生総論
2. 保健医療政策
3. 疫学・医学統計学
4. 行動科学
5. 組織経営・管理
6. 健康危機管理
7. 環境・産業保健

社会医学系専門医研修の概要



*大槻剛巳先生（広報担当理事）作成資料

研修制度の構成



専門医・指導医・更新制度など

- 指導医
 - ・指導医研修の受講が必要（本日の指導医講習会です）
 - 指導医要件 + 指導医研修 = 制度上の指導資格
 - 担当指導医：専攻医の研修全体の指導医
 - 要素指導医：副分野など特定要素の指導医
- 更新制度
 - ・専門医・指導医ともに5年間ごとに更新が必要
- その他
 - ・1人の指導医が担当する専攻医は原則5名以内
 - ・専攻医数は研修施設群全体で在籍する指導医数の3倍以内

専門医・指導医等の登録・認定料等

○専門医（経過措置）	
・審査料	10,000円
・認定料	15,000円
・年間登録料（毎年）	5,000円
○指導医	
・審査料	10,000円
・認定料	15,000円
・年間登録料（毎年）	5,000円
○専攻医	
・年間登録料（毎年）	5,000円
・受験料	20,000円

専門研修施設群

○研修基幹施設

- 研修プログラム管理委員会
- 研修プログラム統括責任者
- 研修連携施設
- 研修協力施設
(実践現場の学習)



研修基幹施設の役割

- 研修プログラムの作成・運営
 - 研修の修了認定
 - 研修内容の検証
- * 監査制度(サイトビジット)あり

研修施設の要件

○研修基幹施設

- 1名以上の指導医が在籍していること
- 研修プログラム管理委員会が設置されていること
- 研修プログラム統括責任者が任命されていること
- プログラム運営を支援する事務体制が整備されていること
- 行政・地域、産業・環境、医療の3分野のうち、1分野以上の専門研修の全体または一部を提供できること

○研修連携施設

- 1名以上の指導医が在籍していること
- 行政・地域、産業・環境、医療の3分野のうち、1分野以上の専門研修の全体または一部を提供できること

研修プログラム管理委員会

○委員会の機能

- 研修プログラムの作成
- 専攻医の学習機会の確保
- 継続的・定期的に専攻医の研修状況を把握するためのシステム構築と改善
- 適切な評価の保証
- 修了判定

研修プログラム管理委員会は、基幹施設および連携施設の指導医に対する指導権限を有する。また、専攻医の研修の進捗状況を把握して、各指導医および連携施設と協力して、研修過程で発生する諸問題に対する解決を図る。

○委員会の構成

プログラム統括責任者、専門研修連携施設における指導責任者、関連職種管理者

研修プログラム統括責任者

○責任者の要件

- 指導医であること
- 研修基幹施設に所属していること
- 協会が開催する統括責任者研修会を修了していること

○責任者の役割と権限

- 研修プログラム管理委員会の主宰
- 専攻医の採用および修了認定
- 指導医の管理および支援

* プログラム統括責任者あたりの最大専攻医数はプログラム全体で20名以内とし、それ以上になる場合には、プログラム統括責任者の要件を満たす者の中から、20名ごとに1名の副プログラム統括責任者を置く。

* 研修基幹施設が複数の場合には、各施設から統括責任者または副統括責任者を出す。

専門研修プログラム整備基準とは？

各領域の専門医制度において研修施設群が研修プログラムを作成する上での参考資料であり、また認定を受ける上での基準となる文書のことである。

1. 理念と使命
2. 専門研修の目標
 - ① 成果／② 到達目標／③ 経験目標
3. 専門研修の方法
4. 専門研修の評価
5. 専門研修施設とプログラムの認定基準
6. 専門研修プログラムを支える体制
7. 専門研修実績記録システムとマニュアル類の整備
8. 専門研修プログラムの評価と改善
9. 専攻医の採用と修了

専門研修の目標 経験目標(経験すべき課題)

○総合的な課題(全項目が必須)

- ・組織マネジメント
- ・プロジェクトマネジメント
- ・プロセスマネジメント
- ・医療・健康情報の管理
- ・保健・医療・福祉サービスの評価
- ・疫学・統計学的アプローチ

○各論的な課題(全22項目中3項目の経験が必要)

- ・保健対策 (母子保健ほか 6項目)
- ・疾病対策・障害者支援(感染症対策ほか 4項目)
- ・環境衛生管理 (生活環境衛生ほか 3項目)
- ・健康危機管理 (パンデミック対策ほか 5項目)
- ・医療・健康関連システム管理 (医療・保健サービスの安全および質の管理ほか 4項目)

経験目標(課題解決のためのプロセス)

⇒到達目標・専門技能、医師としての倫理性等

- ① 情報収集
 - ・健康状態を含む個人に関する情報
 - ・個人の集合体である集団に関する情報
 - ・個人が生活や就労する環境に関する情報等
- ② 情報の分析
- ③ 解決のための計画の立案
 - ・個人へのアプローチ、集団や環境へのアプローチ
 - ・リスクマネジメント手法、クライシスマネジメント手法
- ④ 実行
- ⑤ 評価
 - ・計画の実行状況や目標の達成状況
- ⑥ 評価結果に基づく継続的改善



到達目標(専門技能)

○社会的疾病管理能力

個人や集団における様々な疾患や健康障害について、医学的知識に基づいて**予防・事後措置**のための判断を行うことができる技能

○健康危機管理能力

感染症、食中毒、自然災害、事故等によって、住民等の健康に危機が差し迫っている又は発生した状況において、状況の把握、優先順位の決定、解決策の実行等の**組織的努力**を通して、**危機を回避または影響を最小化**する技能

○医療・保健資源調整能力

保健医療体制整備、災害対応、感染症対策、作業関連疾患対策、生活習慣病対策等における課題解決のために、**地域や職域、医療機関等に存在する医療・保健資源を関係者・関係機関と連携しながら計画的に調整、活用**する技能

到達目標(専門知識)

○基本プログラム

社会医学系分野に共通して必要な知識については、共通カリキュラムとして学会開催時等の講演プログラムや社会医学系大学院、国立保健医療科学院等において提供される教育プログラム等を受講して習得する

1. 公衆衛生総論

社会保障、福祉を含めた公衆衛生の歴史、基礎理論と関連施策をはじめ、行政・地域、産業・環境、医療の3分野における公衆衛生活動の現状と、専門医としての役割を理解する。

2. 保健医療政策

わが国の政策立案の基礎を理解した上で、個別の保健医療制度を関連法規、国および自治体での保健医療関連計画の内容を自分の業務と結びつけて理解する。

3. 疫学・医学統計学

人口や保健医療に関する統計の概要、疫学・医学統計学の基本的知識、社会調査法の基礎を身につけ、現場での業務に生かすことができる。

到達目標(専門知識)

4. 行動科学

健康に関する行動理論・モデルの基礎を身につけ、実際の保健指導・健康教育とその評価に応用することができる。

5. 組織経営・管理

医療・保健組織の長となる医師の役割を理解して経営・管理能力を向上させ、組織のパフォーマンスを改善するための方法を理解する。

6. 健康危機管理

感染症や自然災害、労災事故等の健康危機に対処する社会医学系医師としての実務的な能力を身につける。

7. 環境・産業保健

環境が人の健康に与える影響についてその対策も含めて理解できる。職場での健康問題とその解決のための法律や施策、地域保健との連携について理解できる。

* 7項目各7時間、**合計49時間の教育プログラム**を提供。

2018年にeラーニング化を導入(疫学・医療統計学はeのみ)

専門研修後の成果(コア・コンピテンシー)

1. 基礎的な臨床能力
2. 分析評価能力
3. 事業・組織管理能力
4. コミュニケーション能力
5. パートナーシップの構築能力
6. 教育・指導能力
7. 研究推進と成果の還元能力
8. 倫理的行動能力

上記8つのコア・コンピテンシーをもとに、国、地域、職域、医療現場等の社会に存在または発生する健康課題に対して、システム、環境、集団、個人といった幅広い対象に働きかけて問題を解決することができ、その際には医療・保健専門職のみならず、幅広い立場の関係者との協働および調整ができるようになることを目指す。

専門医研修の流れ

○研修開始

- ・研修プログラムへの専攻医登録
行政地域/産業環境/医療保健の3分野から**主分野1つ副分野2つ**を選択
- ・担当指導医との指導契約
- ・研修計画の企画立案

○研修実施(3年間)

- ・実践現場での学習
- ・基本プログラム(7時間×7科目)の履修
- ・学術活動(学会発表・論文発表)全国規模での学会等/自己学習 他

○研修評価

- ・形成的評価とフィードバック
- ・総括的評価
年次終了時/研修要素終了時/多職種

○修了認定

- ・プログラム管理委員会による審査と統括責任者による判定
実践経験レポート/基本プログラムの履修/学会発表・論文発表
研修とフィードバック実施記録/指導医による目標到達確認

社会医学系専門医研修開始

○専攻医登録および担当指導医との契約

- ・ 専門研修を希望する場合には、主に研修を行う研修施設が属する研修施設群の研修プログラム管理委員会に対して、専攻医登録申請を行う。
- ・ 研修プログラム管理委員会は社会医学系専門医協会に、専攻医の登録申請を行い、登録番号が付与される。
- ・ 専攻医登録が完了した後に、専攻医を担当する指導医と指導契約を結ぶ。
 - ＊ 専門医認定の際に必要なため、書面等で記録を残す。
- ・ 専攻医の登録料は、年間5000円

○専門研修計画の立案

- ・ 専攻医は担当指導医と協議を行い専門研修計画を立案する。

専攻医は順次受付

- ・ 専攻医の期間は3年間（早期修了も可）
- ・ 妊娠・出産・育児、病気休暇等で延長も可（6年まで）
- ・ 通年で登録（3か月遡れる）
- ・ 専攻医には、担当指導医が1名つく
- ・ 研修手帳に活動・研修を記録していく
- ・ 全ての専攻医は、各研修プログラム管理委員会を通じて、社会医学系専門医協会に登録する
- ・ 協会構成学会（8学会）に加入し、学会発表する

専門研修の方法

① 実践現場での学習

- ・ 3分野（行政・地域、産業・環境、医療）の課題の経験（1つの主分野と2つの副分野）を4つの実践現場（行政機関、職域機関、医療機関、教育・研究機関）のいずれか（または複数）で行う
- ・ 副分野は、**3年で各30時間**程度経験する

② 基本プログラム

- ・ 分野に関わらず共通のカリキュラム
- ・ 学会開催時等の研修プログラム、公衆衛生系大学院、国立保健医療科学院等のプログラム、**e-ラーニング**で提供

③ 研究活動

- ・ **協会構成8学会**の学術大会等で発表（筆頭演者）

④ 自己学習

専門研修実績記録システム

専攻医は、専門研修実績記録システム（当面は、専攻医研修手帳（Excel版））に研修記録を記載する。

将来的にはWeb上登録システムも検討中。

基本プログラムの認定

- ・ MPH学位プログラム提供する専門職大学院 (2012年～)
 - MPHプログラム修了相当をもって、基本プログラム全体の修了とみなす。
- ・ 専門職大学院以外のMPH学位プログラムを提供する大学院、MPH以外の大学院における社会医学系関連学位プログラム、国立保健医療科学院 (2012年～)、産業医科大学産業医学基本講座 (2017年～)
 - 申請・シラバス提供により判断したうえで、修了相当をもって、基本プログラム全体の修了とみなす。
- ・ 大学院または国立保健医療科学院等の授業科目・研修履修
 - 申請・シラバス提供により科目単位で判断したうえで、履修証明をもって、当該科目の修了と認定する。
 - HPで公表 (2018年7月)

専攻医によるフィードバック

- ・ 専攻医は、プログラムの運営状況、研修内容の満足度、専攻医の処遇および安全確保等に関する項目等の項目について、指導医および研修プログラムを評価する機会を年1回以上与えられる。
- ・ 研修プログラム管理委員会は、本評価によって専攻医に不利益が生じることがないようにする責任を負っている。

研修の休止・中断

プログラム移動／プログラム外研修

○研修の休止

- ・ 病気療養、産前・産後休業、育児休業、介護休業、その他やむを得ない事由がある場合、研修の休止が認められる。
- ・ 休止期間が通算80日（平日換算）を超えた場合には、研修期間を延長する。
→プログラム管理委員会で検討の上で統括責任者が承認する。

○研修の中断

- ・ 専攻医からの申請やその他の事由により研修を中断することがある。

○プログラムの移動

- ・ 1つの専門研修プログラムで一貫した研修を受けることが原則。
- ・ やむを得ない場合には別の専門研修プログラムへ移動することが可能。

○プログラム外学習

- ・ 専門研修の期間中における海外の公衆衛生大学院への留学や国際機関での経験等のプログラム外の経験について、研修プログラムの経験の一部として認めることができる。

評価・修了認定

○評価

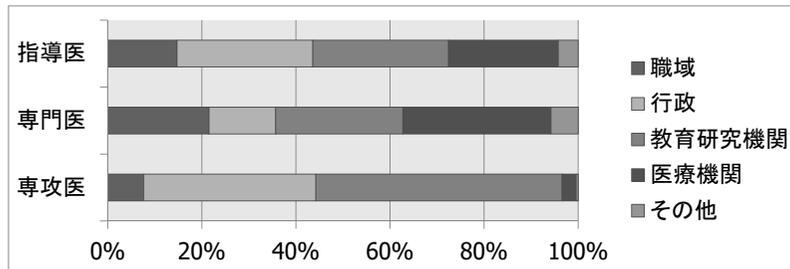
- ・ 形成的評価
年次終了時／研修要素修了時／日常的 のフィードバック
- ・ 総括的評価
年次終了時／研修要素修了時／多職種 による評価 (年1回)
→専攻医研修実績記録システムの運用 (当面はファイル・紙ベース)

○修了要件

- ・ 1つの主分野および2つの副分野における実践経験
- ・ 各論的課題全22項目中経験した3項目以上の実践経験レポート、合計5件以上の作成 (レポート参考様式を2018年9月20日公表)
- ・ 基本プログラムの履修
- ・ 関連学会の学術大会等での発表または論文発表 (筆頭演者・著者)
- ・ 専門研修実績記録システムへの必要な研修記録とフィードバックの実施記録
- ・ 担当指導医による専門研修の目標への到達の確認
→研修プログラム委員会での審査・研修統括責任者による修了判定

指導医、専門医、専攻医の登録状況について

- 2019年4月現在の登録数 3,314名
指導医2,698名、専門医381名、専攻医235名



社会医学系専門医研修プログラム認定一覧

2018年6月時点

- 1) 認定状況(2018年6月現在)
認定73プログラム

- 2) 内訳

複数プログラム都府県: 茨城、埼玉、東京、神奈川県、愛知、奈良、大阪、岡山、高知、熊本

広域プログラム: 国立災害医療センター、国立保健医療科学院、産業医科大学、労働者健康安全機構 東日本、厚生労働省検疫所、厚生労働省医系技官

更新ルールについて

専門医・指導医の更新ルールについて

- 基本的要件
 - 5年間で中断無く継続して、社会医学系の専門的な活動を行い、自らの能力・技術の研鑽及び社会医学系分野の発展への貢献に励んでいること。
 - 認定期間の5年間、指導医の登録を継続し、構成学会の学会員を継続していること。
 - 社会医学系領域の実務・実績をもって、専門医／指導医としてのコンピテンシーの維持・向上を示すこととし、5年目に以下の提出をもって審査を受けること。
 - (1) 申請書の提出
 - (2) 社会医学系分野での勤務実績の申告
 - (3) 社会医学系分野での活動実績の申告
 - (4) 社会医学系分野に関連する講習の受講
 - (5) 社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績等

更新ルールについて

(1) 申請書の提出

- 認定の更新のために申請書を提出
- 第1号様式に従い、「社会医学系専門医・指導医認定更新申請書」を記載

様式については、現在検討中

(2)社会医学系分野での勤務実績の申告

- 5年間継続して社会医学系の活動を行っていることを示す基礎資料
- 第2号様式に従い、「勤務実績の自己申告」を記載(ワープロ可)様式は現在、検討中
- 申告が実態と一致しているか否かについては勤務実態を検証することがあるので、正確に記載すること

(3)社会医学系分野での活動実績 その1

- 第3号様式に沿って、5年間の期間中における社会医学系分野での(1)~(6)の活動の有無とその概要を記載(様式は現在検討中)
- 社会医学系活動を認定期間に継続することが更新の前提
- 6項目のうち、少なくとも2項目での5年間の継続的な活動が必須(別途規則に沿って病欠、産休などの例外は認める)
 - (1) 教育・研究活動
 - (2) 産業保健活動
 - (3) 行政関連活動
 - (4) 医療管理関連活動
 - (5) 災害時・健康危機管理対応
 - (6) 社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修及び制度発展に係る実績

(3)社会医学系分野での活動実績 その2

- (1)教育・研究活動
 - (大学等での教育活動)
 - 大学や専門学校等での人材育成や講義
 - 担当授業科目名や授業時間
 - 市民公開講座や各種の研修会・学会・研究会等の教育講演等の講師歴など
 - (研究活動)
 - 研究テーマ、研究報告書の概要、研究資金獲得状況など
- (2)産業保健活動
 - 担当事業所名、作業環境管理・作業管理・健康管理、労働衛生教育・統括管理の実績など
- (3)行政関連活動
 - 担当行政分野名、行政機関主催の会議やイベント出席、行政機関設置の委員会や検討会等での委員歴など

(3)社会医学系分野での活動実績 その3

- (4)医療管理関連活動
 - 医療管理・病院管理、医療情報システム開発や運用管理、医療安全管理に係る実績など
- (5)災害時・健康危機管理対応
 - 災害被災地での活動内容、防災訓練への参加、感染症のアウトブレイクや食中毒への対応など
- (6)社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修及び制度発展に係る実績
 - (専攻医の研修への参画)
 - 専攻医の担当指導医の実績、専門研修プログラムの連携施設・協力施設での研修協力、専門研修プログラム管理委員会の委員など
 - (社会医学系専門医協会活動への参画)
 - 協会主催講習会(基本プログラム、指導医講習会等)の講師、協会設置の委員会委員としての活動、理事としての活動など

(4)社会医学系分野に関連する講習の受講

- 1コマ(約1~2時間)1受講を1単位(クレジット)として、下記の必須受講項目及び選択受講項目と合わせ、5年間で10単位以上の取得を必須とする(K単位) **Q&Aを公表** (2018.9.23)

(1)必須受講項目

(倫理・安全等)

「医療倫理」「感染対策」「医療安全」の3項目は受講が必須

※臨床系専門医制度で「共通講習」として位置づけられているものでも可。
受講においてはeラーニングや施設内講習なども認める。

(指導医講習会)

指導医の更新においては、協会または構成学会・団体が主催する「指導医講習会」の2回以上の受講が必須(毎年1回の受講を推奨)

※指導医講習会に専門医が参加した際には、選択受講科目としてカウント

(2)選択受講項目

協会加盟の学会及び団体が指定する研修会、講習会、セミナー、年次総会時の教育講演等の受講  一般社団法人 社会医学系専門医協会

(5)社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績等

- 社会医学系分野における能動的な貢献を評価するために学会等への参加や発表などを必要とし、次スライドの基準をもとに5年間で10単位以上の取得を必須とする(G単位)

※講習の受講(10単位)とは別に取得しなければいけないことに留意

【留意事項】

- 学会等への参加回数については、以下に留意すること
 - 協会の構成学会の年次総会や構成団体の研究協議会等に5年間で3回以上の参加が必須
 - うち、鍵となる協会構成学会の年次総会には2回以上の参加が必須
- 学会総会等の受講については、証明書(コピー可)を第5号様式に貼付して提出する
- 学会発表や論文などについては、申請書とともに、抄録や論文等のコピーの添付が望ましい。
- 役員や委員等については、委嘱状や委員会名簿などのコピーの添付が望ましい。

 一般社団法人 社会医学系専門医協会

学会・団体活動等の実績の単位(クレジット)

学会・団体活動等の内容	付与される単位
鍵となる協会の構成学会の年次総会への参加	2単位/回
協会の構成団体の研究協議会等への参加	1単位/回
鍵でない協会の構成学会の年次総会への参加	1単位/回
協会の構成学会の論文筆頭著者	3単位/件
協会の構成学会の論文共同著者	1単位/件
協会の構成学会の年次総会特別講演・教育講演等	1単位/回
協会の構成学会の年次総会シンポジスト・座長	1単位/回
協会の構成学会の年次総会一般演題筆頭演者	1単位/回
協会の構成学会の年次総会一般演題共同演者	0.5単位/回
協会の構成学会や団体の役員、委員会委員等	1単位/年
行政機関設置の審議会、検討会等の委員等	2単位/年
行政機関主催の会議等への、説明担当等の役割を有する参加	1単位/回
社会医学系の論文筆頭著者	1単位/件
社会医学系の論文共同著者	0.5単位/件

学会・団体活動等の実績の単位(クレジット) 追加項目(別表として公表)

学会・団体活動等の内容	付与される単位
協会の構成学会の地方会への参加 (日本産業衛生学会地方会、日本医療情報学会支部会)	0.5単位/回
協会の構成団体の研究協議会地方会への参加 (地方衛生研究所全国協議会地方会)	0.5単位/回

協会構成学会・団体に更新単位を指定する講習会等については、社会医学系専門医協会HPに順次掲載されます。

社会医学系専門医制度のねらい

社会医学系専門医制度は、

☆ 個の力も、

☆ システムの力も、

次第に向上させていくことが主目的

生涯学習＋若手訓練 機会の充実

(継続的資質向上)

社会医学系専門医制度

近況における重要事項

- ① 専攻医の修了要件
- ② 専門医試験
- ③ 経過措置の指導医の申請
- ④ 専門医・指導医の更新要件

① 専攻医の修了要件

※経過措置の専門医の受験は、
2020年度が最後の機会です。

○専攻医の修了要件

- ・『主分野』 ・2副分野の研修(各30時間以上)
- ・各論的課題全22項目中3項目以上の実践経験レポート5件以上(レポート参考様式HPに公表)
- ・基本プログラム(各7コマ7科目以上)の履修
- ・構成学会の学術大会発表か論文発表(筆頭者)
- ・(記録)専門研修実績記録システムへの必要な研修記録とフィードバックの実施記録
-
- ・担当指導医による専門研修目標到達の確認
→ 研修プログラム委員会での審査・判定

② 専門医試験

※2020年度から、
専攻医一期生(フルに3年間の研修修了)が
受験します。

49

第1回 専門医認定試験

受験申請(2019/5/9~)

- ・問題例はHPに掲載済(基本問題、応用問題)
- ・2019年8月18日(日) 日本医師会館/東京
 - * 筆記試験(選択式問題)
 - * 面接試験(個別面接)
 - * グループワーク(8人程度で1時間)

最新情報はWebで 「社会医学系専門医」で検索
または <http://shakai-senmon-i.umin.jp/>
お問い合わせはE-mailで
senmonshakai-office@umin.ac.jp

 一般社団法人 社会医学系専門医協会 50

第1回 専門医認定試験 (2019/8/18)

- ・経過措置専門医を目指す者+専攻医早期修了者
- ・(2020年度からフル3年専攻医の修了者が受験)
- ・受験者25人 合格者25人

(主分野)

産業・環境15、行政・地域7、医療3

(実践現場)

職域13、行政6、研究教育機関5、医療機関1、

最新情報はWebで 「社会医学系専門医」で検索
または <http://shakai-senmon-i.umin.jp/>

51

③ 経過措置の指導医の申請

最後の機会!

- ※申請に必要なeラーニングの
申込は、2019年10月末が締切
- ※申請は、2019年12月が締切

52

経過措置（2020年で終了）に伴う
専門医試験・指導医申請について
(2019年6月27日)

経過措置期間が2020年で終了するため、今後の予定についてお知らせします。

- 経過措置指導医申請について<最後の機会>
- ・ 医歴10年以上、社会医学系活動5年以上、構成学会会員
- ・ 経過措置指導医申請
2019年11月～12月
基本プログラム（7科目×7時間）の受講が必須
- ・ 経過措置指導医申請者用 eラーニング申込
【締切10月末】→アクセス権（ID, PW）の付与

53

追加情報

2020年度経過措置指導医の申請について
(E-ラーニング使用申込について) 2019年7月30日

2020年度経過措置指導医の申請受付時期は2019年11月を予定しております。そこで、経過措置指導医の申請を予定されている方で、E-ラーニングでの基本プログラムの受講が必要な方に対し、「E-ラーニング使用申込」を受付いたします。

<E-ラーニング使用申込>

申請方法: E-ラーニング使用申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送にて社会医学系専門医協会事務局までお送りください。

申請締切: 2019年10月末 必着

申込料 : 10,000円(指定の郵便振替口座へお振り込みください)

※11月受付の2020年度経過措置指導医の申請時の申請料は免除されます。

通知 : 申込より1ヶ月程度で郵送にて経過措置指導医の申請料免除券をお送りします。その後、別途、社会医学系eラーニング・コンソーシアム事務局から、ID、パスワードが通知されます。

その他 : 大学院や国立保健医療科学院等で基本プログラムの科目を受講された方は、基本プログラムの全部または一部をみなすことが出来ます。詳細については、「基本プログラムにおける大学院・国立保健医療科学院等の過程及び提供科目の扱いについて」の審査結果について、をご確認ください。

54

④ 専門医・指導医の
更新要件

55

専門医・指導医の更新要件1/2

○社会医学系分野での勤務実績・活動実績

○(K単位 10単位以上)社会医学系の講習受講

(1)必須受講項目

A.「医療倫理」「感染対策」「医療安全」

以上3項目は受講が必須(臨床系専門医制度で「共通講習」として位置づけられているものでも可。)

B.「指導医講習会」5年で2回以上(毎年1回を推奨)

(2)選択受講項目

協会加盟の学会及び団体が指定するもの

56

専門医・指導医の更新要件2/2

○(G単位 10単位以上)構成学会・団体活動の実績

* 構成学会の年次大会に5年間で3回以上

(鍵学会は5年間で2回以上)

* 別表に各単位数(学会参加、発表、論文など)

○5年間の鍵学会の会員、当制度登録の維持

ご清聴
有難うございました